

令和7年度 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 第1回理事会 議事録

招集年月日 令和7年5月9日（金）
開催日時 令和7年6月4日（水） 午後2時00分～午後3時05分まで
開催場所 神栖市保健・福祉会館 別館2階 健康相談室
出席評議員 石田進、篠塚洋一、千葉千恵子、鈴木伸洋、額賀優、卯月秀一、仲内亮、花田三男、
中嶋正子、高田和美、須之内正昭、岩崎敏哉、亘正人、大和愛紀、浅野明海、
野口修一
欠席理事名 菅谷栄一、野村みさ子
出席監事名 岡野一男、森本政一

理事総数18名中16名の出席により、定款第30条に定める決議要件を充たし、理事会が成立したことを事務局から報告した。令和7年4月1日から新たに選任された浅野明海理事から自己紹介をいただいた。石田進会長挨拶の後、定款第29条に基づき議長選任を行い、全員一致で、石田進会長を議長に選任した。定款第31条第2項に基づき議事録は出席した会長及び監事の記名押印となることを確認した。

議 事

議案第1号 令和6年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び社会福祉事業区分収支決算並びに公益事業区分収支決算の承認について

議長である石田会長から、議案第1号は資料を事前送付しているため朗読を省略し、重点項目の説明とすることが提案され、理事及び監事全員の同意を得た。

（事務局：鴨川和明副参事）

理事会会議資料の議案第1号について、提案理由に基づき報告します。資料については事業報告書（概要）で説明し、詳細については事業報告書及び収支決算書で確認いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

資料1ページをお願いします。大きい柱Ⅰ．総合相談体制の充実強化では、福祉総合相談を入り口に、各種専門相談事業を通じた支援との重層的な体制で、令和6年度に寄せられた相談に対する支援件数は7,191件でした。前年度と比べて全体的に約16%減少しましたが、長引く物価高騰等の影響により、1緊急生活支援、5自立相談支援、6家計改善支援は増加しており、特に高齢者世帯・母子世帯等を中心に、依然として経済的課題の相談は多い状況が続いています。また、「日常生活自立支援事業」「成年後見制度」「障害者福祉」に関する相談も引き続き寄せられました。本会では、国家資格を有する職員による同一業務同一対応のもと、組織全体で市民の相談対応に努めました。

資料2ページをお願いします。中段の大きい柱Ⅱ．必要とされる各領域の生活支援システム作りとして、精神障害、発達障害、ひきこもりの方への支援活動を展開しました。（3）発達障害児等支援の充実では、大人の発達障害者を支援している関係者を対象に、大人の発達障害について正しい理解を深め、現場で活用できる実践的な内容について学ぶ集合型の連続講座を開催しました。

資料3ページをお願いします。中段の（6）ミスマッチを防ぐための障害事業所情報交換会では、17事業所延24名の担当者と情報交換を行い、障害のある方が個々の状況にあったサービスが利用しやすくなるよう、「就労継続支援事業所ガイドブック」を9月に発行しました。下段の2「権利擁護関連活動の充実」における、（1）「福祉後見サポートセンターかみす活動の充実」の成年後見事業実施状況として、本会が成年後見人となり支援する法人後見活動の実績になりますが、（ii）事業受任状況では令和6年度

に1名の方を新規に受任し、2名の方が終末を迎えました。お亡くなりになった場合、成年後見人の役割は、ご遺族へ引継ぎ終了となりますが、2名の方はいずれも葬儀を行うべき親族が不在のため、社協で葬儀等の死後事務の対応を行いました。また、現在神栖市長寿介護課からの成年後見制度の市長申立てにより、社協で2名の方を受任する予定となっています。茨城県社協の資料では、令和6年度時点において県内で法人後見事業を展開しているのは15社協で、鹿行地域では神栖市社協のみになります。

成年後見制度が民法に規定されていることに対し、(2)「日常生活自立支援事業の受託運営」では、この事業が社会福祉法に規定されており、全国の市町村社協が実施しています。事業利用者状況の現在契約としては、36名の方と契約をしています。今後も高齢者世帯が増えていく中で認知症を発症するケースもあり、成年後見制度、日常生活自立支援事業といった需要が見込まれるため、体制の強化が重要となります。

資料4ページをお願いします。3「生活困窮世帯への支援活動」では、(1)「生活福祉資金貸付事業」の中のiii特例貸付猶予申請では、74件受付しました。

資料5ページをお願いします。大きい柱Ⅲ. 市民との協働による地域生活支援の仕組みづくりの上段の2「市民活動による助け合い・災害時支援活動の推進」における(2)「災害ボランティアの受け入れ体制の整備」では、能登半島地震による被害で昨年5月に輪島市へ職員1名を7日間派遣し、輪島市災害ボランティアセンターの運営支援を行いました。茨城県での派遣は9月末で終了となっています。

3. 福祉教育支援活動の充実では、(1)小中学校等への福祉教育支援活動の推進では、市内の小中学校10校と白十字看護専門学校に出前講座を行いました。

資料6ページをお願いします。大きい柱Ⅳ. 事業推進のための組織体制の発展・強化の1. 住民ニーズに合致した業務体制の構築では、社協の組織・機構図については、事業報告書及び収支決算書の35ページに記載されています。また、(2)職員の人事評価では、令和4年度から実施していた「職員育成計画」を発展させ、令和6年度より能力評価及び業績評価を前期と後期に実施しました。中段の2「事業を支える財政基盤の強化」として、(1)「応援者を増やす」では、かみす社協ニュースとボランティアセンターマガジンといった広報紙を合わせて年間18回発行による県内随一の広報活動を維持しました。また、ホームページでの情報発信、リーフレット、ポスター配布により、多くの市民の理解を得られるよう、引き続き広報活動を強化していきます。(2)「会員会費制の充実」では、社協会費といった本会の根幹を支える自主財源については、地区加入率が令和6年度では36.9%と減少傾向となっていますが、そうした中でも多くの地区の方のご協力をいただけたことも、大変ありがたい限りです。また、地区未加入の方へも、社協の活動を支えてくださる方の裾野が少しでも広がるように、広報活動を通じてPRしていきます。

資料7ページをお願いします。最後になりますが、大きい柱Ⅴ. 法人運営では、1「理事・評議員体制」や2「各種委員会活動の充実」、3「事務局職員の人事」など、法人運営の状況については、ご覧のとおりとなります。以上、簡単ではありますが事業報告となります。

(事務局：三浦秀作センター長)

事業報告に続いて、令和6年度の決算の内容を報告します。資料については、令和6年度事業報告書及び収支決算書の59ページをお願いします。決算書の中表紙の裏側には、作成した書類の簡単な説明書きを入れています。決算書の中では①～⑥までの計算書類を作成していますが、②～⑥の計算書類は社会福祉法人会計基準で作成が義務付けられています。

資料59ページは、令和6年度の各事業の収入並びに支出の決算の概要を一覧でまとめた「資金収支計算書総括表」となっています。事業報告で説明した各事業について該当するサービス区分、拠点区分の中で収支の計算を行いました。この表の下から2行目、法人全体(A)+(B)+(C)が令和6年度法人全体の決算状況となります。令和6年度収入決算額は206,446,272円、対する支出決算額は187,333,042円、収入決算額から支出決算額を差し引いた当期末支払資金残額は19,113,230円となり、この金額が翌年度へ繰り越す金額となります。

令和5年度同様、令和6年度につきましても神栖市からの助成金・受託金等が全て要望通りに決定されたこともあり、収入・支出とも計画通りに遂行することができました。加えて、表にある受託事業の上から5番目に表記している、茨城県社会福祉協議会からの受託事業となる生活福祉資金貸付事業の中の特例貸付フォローアップ事業は、当初受託の上限額22,169,000円で受託契約をしていましたが、相談件数や稼働件数などを含めると、そこまで経費がかからずに抑えられたため、不要となった6,684,410円については茨城県社会福祉協議会に返還する形で収支決算を終えました。返還をしていますが、令和5年度の法人全体の決算額と比較すると繰越額で約1,000,000円のプラスという状況になり、法人全体の収支状況としては問題なく遂行できています。なお、翌年度へ繰り越す19,113,230円は収入決算額の9.26%となり、年間事業支出の1.2ヶ月分に相当しますので、繰り越す金額としては妥当であると考えています。

続きまして資料60ページは、勘定科目ごとの予算に対する決算額、差異は予算から決算の額を引いた金額でまとめた法人単位資金収支計算書となっています。61ページは法人単位事業活動計算書です。決算額、勘定科目等については、左側の資金収支計算書と同じような決算額となっていますが、事業活動計算書については、法人全体の財産の動きを全て収支計算にまとめ、翌年度に繰り越す正味財産を明らかにする書類です。そのため左の計算書には出てこない減価償却費などが計上されています。この2つの計算書類をもとに、令和7年3月31日時点の財産の状況を示したものが資料62ページの貸借対照表となります。貸借対照表については左側の資産の部は、流動資産と固定資産を合わせて145,650,135円、対する右側の負債の部は、流動負債と固定負債を合わせて58,706,733円、資産の合計から負債の合計を引いた金額が純資産の部の合計となります。純資産の内訳は、基本金、基金、その他の積立金、次期繰越活動増減差額の4種類で構成され、86,943,402円となります。

続いて、資料63ページは計算書類に対する注記、資料64ページから76ページまでは、只今説明しました各計算書類の内訳表となっています。資料77ページは62ページで説明した貸借対照表の各項目について設置、保管場所あるいは使用の目的等を明らかにし、財産目録としてまとめているものです。資産の部の合計、負債の部の合計、差引純資産、いずれも貸借対照表記載額と同額となっており、最終行に記載している差引純資産86,943,402円については、今月末の定時評議員会での決議をもって法務局へ登記する本会の令和6年度末時点の資産総額となります。

資料78ページ以降は明細です。78ページ、79ページは令和6年度末時点の未収金並びに未払金の状況で、本会の年度末時点における債権・債務の状況を支払先ごとに明らかにした書類となっています。資料80ページから最終91ページまでは寄付金明細書として作成しています。こちらは令和6年度中に本会に寄せられた寄付を、全て現金とそれ以外の物品等に分けてまとめた書類となっています。なお、決算書類に関してはもう1つ、令和6年度決算書付属明細書があります。こちらは、只今説明しました決算書について、さらに細かいサービス区分レベルの収支計算の状況、あるいは社会福祉法人会計基準上作成が義務付けられている各種明細書をまとめた付属明細書です。事務局からの説明は以上となります。

（議長：石田進会長）

事務局からの説明が終了しました。ここで、議案第1号の質疑に先立ちまして、監査報告をいただきたいと思います。当協議会の令和6年度の業務執行状況及び財産の状況につきましては、5月30日に監事による監査が実施されています。監査の報告について、岡野監事より監査報告をお願いします。

（岡野一男監事）

それでは、本日配布された監査報告書をご覧ください。

監査報告書。令和7年5月30日。社会福祉法人神栖市社会福祉協議会会長石田進様。監事岡野一男、監事森本政一。私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の理事の職務

の執行及び財産の状況について監査を行いました。その方法及び結果について次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容。各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当該会計年度に係る事業報告及びその付属明細書について監査しました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類及び財産目録について監査しました。

2 監査の結果。(1)事業報告書等の監査結果。事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められません。(2)計算関係書類及び財産目録の監査結果。計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全てにおいて適正に表示しているものと認めます。(3)監事からの意見は特にありません。以上です。

(議長：石田進会長)

ありがとうございました。これより議案第1号の質疑に入ります。本案につき、質疑はございますか。

質疑はなく、議案第1号は議長を除く賛成15名、反対0名で原案の通り決議した。

(須之内正昭理事)

議決後の質問で申し訳ありませんが、令和6年度事業報告書及び収支決算書の最初のページで、「令和7年度は…」と始まっていますが、これは“令和6年度”ではありませんか。

(事務局：相良光浩事務局長)

須之内理事からのご指摘のとおり、令和7年度ではなく令和6年度となりますので修正をお願いします。大変申し訳ありませんでした。

(須之内正昭理事)

もう1点。毎年事業報告書に表記される第Ⅰ圏域～第Ⅲ圏域についてですが、やはり分かりづらいと思います。資料の令和6年度事業報告書(概要)には各圏域について地域の記載はありますが、事業報告書及び収支決算書には細かい説明はありません。資料に記載するのであれば、地図を入れて各圏域がどの地域を指しているのか分かりやすくしていただきたいと思います。さらにもう1点。収支決算書の80ページから始まる寄付金明細書について。能登半島地震の義援金の情報が記載してありますが、結局資金収支計算書を見ても、能登半島地震の義援金はどれくらいの金額を支援したのかが分かりません。どのような収入になってどういう形で支出されるのか説明をお願いします。

(事務局：相良光浩事務局長)

まず日常生活圏域の表記につきましては、今後作成する資料の中で整理をしていきます。続きまして、収支決算書の80ページ以降から82ページまでが寄付金の明細となっています。金額の横に用途指定先の記載があるものが、指定の預託を受けた寄付金となります。その中で令和6年能登半島地震の義援金として本会に寄せられた寄付は全て茨城県共同募金会を通じて被災地の石川県共同募金会に送金がされ、石川県内の配分委員会でどこにどう配分するかが決められます。送金の会計処理につきましては、決算書でいうとその通りの金額にはなりません、まずいただいた寄付金は資金収支計算書で説明しますと、収支決算書60ページの上から2番目に“寄付金収入”があります。その中に指定寄付でもある能登半島地震義援金も含まれます。対する払い出しにつきましては、収支決算書には勘定科目の大区分しか掲載しておりませんので、詳細は付属明細書にてご確認いただきたいと思いますが、付属明細書は拠点区分ごとに勘定科目で一番小さいレベルで予算執行状況が確認できる書類となります。付属明細書の2ページの上から4番目にあります“指定預託事業費支出”という勘定科目があります。これが400,000円の予算に対して1,331,218円となりました。

た。指定先は能登半島地震ではありませんので、これがイコール能登半島地震の義援金ということではありませんが、義援金の支出処理はこちらの勘定科目で全て処理をしております。

（須之内正昭理事）

分かりました。ありがとうございます。しかし、今は日付ごとの表になっていると思いますが、名寄せして能登半島地震の義援金、その他の義援金という形で見やすい表記でもいいのかなと思います。一覧に関しては、物品も含めて寄付をいただいた企業別や項目別などに整理して、一目で分かるような状態が良いのかなと思います。

（事務局：相良光浩事務局長）

今後は払い出し先の実績も分かりやすく表記が出来るよう工夫していきます。貴重なご意見ありがとうございました。

（須之内正昭理事）

続けて申し訳ありませんが、物品預託のページも名寄せして見やすい表記にしていきたいとおもいます。その中で、毎月寄付をしているところがありますよね。収支決算書 83 ページに記載がある“フードバンク茨城（たびのホテル）”はどういう状況なんですか。

（事務局：鴨川和明副参事）

たびのホテルさんからは定期的にフードバンク茨城へ寄付いただいておりますが、主な内容としてはホテルを利用されたお客様が忘れていった飲み物や菓子類などがある一定量貯まった段階で寄付をいただいております。

（須之内正昭理事）

フードバンクでは消費期限など管理が厳しく、何でも寄付できるという形ではないと思っておりますが、今のお話を聞くとホテルの利用客が残していったものを集めておいて、実績で約 20 kg ですか。フードバンクにしても同じで、毎月頑張っけて寄付をしているところもあるわけですから、一目で寄付をいただいた先や実績が分かるように工夫をお願いしたいと思います。

（事務局：飯田聡係長）

補足説明をさせていただきます。たびのホテルさんは、フードバンク茨城と提携してホテルのロビーの一角に気軽に食品を寄付できる食品収集箱「きずなBOX」を設置してしまして、ホテルを利用された方以外にも、フードバンクの趣旨に賛同していただいたホテル周辺にお住いの住民の方やホテルの職員が持ち寄った食品などを含めた総重量という形で寄付をいただいております。

（須之内正昭理事）

分かりました。ありがとうございます。最後にもう一つ。収支決算書の 82 ページに、神栖第四中学校から 114,945 円の寄付がありますが、これは内容としてはどのようなものですか？

（事務局：相良光浩事務局長）

収支決算書 82 ページ、寄付金預託の 98 番。令和 6 年度神栖市立神栖第四中学校第三学年一同からの寄付ですが、これは神栖第四中学校の取り組みで、3 年生が起業体験というものを実施しています。各クラスがお店を経営するような形で企画をして、文化祭の時に販売会をしました。その売り上げの全額を A 組、B 組、C 組、D 組それぞれからいただいた総額が 114,945 円となっています。

（須之内正昭理事）

分かりました。ありがとうございます。長々とすみませんでした。

（浅野明海理事）

事業報告書(概要)の 4 ページにある 3. 生活困窮世帯への支援活動(4)緊急生活支援事業についてお聞きします。緊急生活支援事業については、社会福祉課やこども家庭課などには、「今日食べるご飯がない」「携帯電話、水光熱費が止められた」などの相談が数多く入りますので、福祉部では活用をさせていただいています。この事業に関して、福祉部以外、市以外で直接社協さんに相談に来るケースはどれくらいあるのでしょうか。というのは、この緊急生活支援事業を利用するにあたっ

ては、各福祉部の課長の意見書を提出する必要がある、その意見書をもって支援の対応をしていただいています。直接的な支援の実績をお聞きしたいと思います。

（事務局：鴨川和明副参事）

事業報告書の 21 ページに緊急生活支援事業の実績を掲載しています。令和 6 年度の実施件数は 52 件です。実績表には“依頼者・機関”という項目がありまして、そこに社会福祉課やこども家庭課等から要請があったのか、直接本人から相談があったのかが分かるように記載をしています。実績としては、社会福祉課からの要請が多くなっています。

（浅野明海理事）

ありがとうございます。もう 1 点お聞きしたいのは、この緊急生活支援事業は県内で神栖市だけ実施していると理解していましたが、こういった金銭的な支援を実施している市社協が全国的にどれくらいあるのか教えていただければと思います。

（事務局：鴨川和明副参事）

この緊急生活支援事業は神栖市社協独自の取り組みです。鹿行管内の市社協についても同じような形で実施しています。全国的にどれくらいとなると、手元に詳しい情報がありませんので明確にはお応えできません。各市町村社協は全て同じ事業を実施しているということではなく、それぞれ独自の事業を企画し展開していますので、この場でどれくらい同じような取り組みがあるかどうかの回答ができませんので、ご理解いただければと思います。

（浅野明海理事）

最後に、この緊急生活支援事業は必ず返還を求めています。生活保護を受給していれば、生活保護費から返還をしていただいていると思いますが、生活保護を受けていないケースで返還ができていない場合の未返済額はどれくらいありますか。未返済額が増えている状況にあるのでしょうか。

（事務局：鴨川和明副参事）

現在、こういった経済状況でもありますので、返済が滞ってしまうケースもあります。そのため年々未返済額は増えている状況ではありますが、社協としては生活困窮世帯に対して無理に返済についてアプローチはできないと思っています。強引な返済を進めてしまうと、かえってその世帯を追い込んでしまう状況にもなりますので、返済できる状態になった時に返済をお願いしますという対応となります。

（議長：石田進会長）

この緊急生活支援事業以外にも、コロナ禍の時に特例の貸付制度がありました。これまでにないくらいの相談対応をして貸付を行いました。当時、神栖市社協は相当頑張っていました。返済に関しては、非常に丁寧に対応を進めなければなりません。コロナが落ち着いたからといってすぐにお金が入ってくるということではありません。生活再建というものは時間をかけなければなりませんから、社協だけでなく市の福祉部とも連携を取りながら対応を進めているところです。

（事務局：相良光浩事務局長）

返還状況については、事業報告書の 22 ページの表には支援金額の横に返金という欄があります。年間で返還をいただいた金額は 63 件、349,326 円となっています。この事業については特に返還期限、いつまでに返してくださいという期限は設けていません。この中には令和 6 年度以前に緊急生活支援事業を実施した方で、令和 6 年度中によりやく返済ができたという方も含まれていますが、今年度の支援実績や前年度の支援実績、あるいはそれに対する 6 年度中に何件返還があったかという内容をご確認いただけるのではないかと思います。なお、この事業につきましては、令和 6 年度までは食材に関する部分で限度額 10,000 円、ライフラインの復旧に関する部分で限度額 10,000 円、最大 20,000 円の立替払いの支援をさせていただく事業を行っていましたが、昨今の物価高騰で特にお米の値段が高くなってきたこともあり、令和 7 年度からは 10,000 円の限度額をそれぞれ 15,000 円に増額しています。1 回限りの支援ということは大原則ですが、最大 30,000 円の支援が

できるように変更し、市の関係機関と連携しながら対応を進めているとことです。

議案第2号 令和7年度定時評議員会の招集について

（事務局：三浦秀作センター長）

資料2ページをお開きください。定款14条の規定に基づき、令和7年度定時評議員会を令和7年6月23日、場所は本日の理事会と同じ会場となります。議事案件は、令和6年度事業報告及び収支決算の承認、任期満了に伴う役員の選任(案)の2件です。事務局からの説明は以上です。

質疑はなく、議案第2号は議長を除く賛成15名、反対0名で原案の通り議決した。

（事務局：相良光浩事務局長）

慎重なご審議ありがとうございました。また、理事・監事の皆様には約2年間に渡る任期の間、本会の役員としてご協力いただきましたことを、改めてお礼申し上げますとともに、今後も神栖市社協の活動にご理解とご協力をいただけますよう、お願い申し上げます。なお、本日まで出席されております、卯月理事、仲内理事、中嶋理事におかれましては、理事の選出区分の変更に伴いまして、今後は評議員としてご協力いただくこととなります。また、高田理事におかれましてはボランティアセンター運営委員としてご協力をいただく予定です。さらに花田理事、亘理事、大和理事におかれましては、任期満了を持って本会理事職をご退任されることとなります。いずれにつきましても、本日が最後の理事会ご出席となりますので、閉会前にお一人ずつご挨拶をいただきたいと存じます。

亘正人理事、高田和美理事、仲内亮理事、卯月修一理事、中嶋正子理事、花田三男理事から退任あいさつが行われた。

（事務局：相良光浩事務局長）

なお、本日まで欠席の野村理事、菅谷理事、途中退席された大和理事におかれましても、定時評議員会をもちましてご退任となりますことをご報告いたします。最後に事務局より1点、連絡事項がございます。次回の理事会は新しい役員による最初の理事会として6月25日(水)の午前10時から開催いたします。理事、監事に就任予定の皆様につきましては、本日お手元に開催案内をご用意いたしましたので、何卒よろしくお願いいたします。

以上をもって、令和7年度第1回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会は終了となる。